

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の 臨時特例に関する法律の概要

1 趣旨

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成23年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑な執行等を図るため、選挙の期日を統一するもの。

2 統一地方選挙の執行日

- (1) 都道府県及び指定都市の議会の議員及び長
・平成23年4月10日（第2日曜日）
- (2) 指定都市以外の市、特別区、町村の議会の議員及び長
・平成23年4月24日（第4日曜日）

3 統一する選挙の範囲

- (1) 原則として、平成23年3月1日から5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙。
- (2) 平成23年6月1日から6月10日までの間に任期が満了する場合は、統一地方選挙として行うことが可能。

4 重複立候補の禁止

4月10日執行の都道府県等選挙の候補者となった者は、当該選挙区を含む選挙区で行われる4月24日執行の市区町村選挙又は衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることができないこととする。

5 その他

- (1) 統一地方選挙として行われる選挙についての寄附等の禁止期間を統一する特例を設けること。
- (2) 統一地方選挙として行われる選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数等を定めるに当たり、平成17年の国勢調査人口を用いることができるよう、人口の特例を設けること。